

○大野城市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱

令和6年8月30日要綱第77号

大野城市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野城市職員のハラスメントの防止に関する規程（令和5年規程第10号）第2条第3号に規定するハラスメントに対して、公平かつ中立な観点から専門的な知識を有する第三者による客観的な調査等を行い、必要な措置等について意見を求めるため、大野城市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 前条の趣旨を達成するための調査、検証及び報告（以下「調査等」という。）に関すること。
- (2) ハラスメント行為の有無、措置等についての意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法律、労働行政等について専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第9条に規定する報告が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長

となる。ただし、委員長を定めていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、意見又は説明を求めるため、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議等の公開)

第7条 会議、会議録及び会議資料は公開しないものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。

(委員会の調査権限)

第8条 委員会は、調査等に関し必要があると認めるときは、当該調査事項の当事者に対し、意見書又は資料（以下「資料等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された資料等の公開を求めることができない。

2 当該調査事項の当事者は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、委員会は、調査等に関し、関係者から事実の陳情又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(調査等の結果の報告)

第9条 委員長は、第2条に規定する所掌事務を終えたときは、その結果を文書により、速やかに市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第11条 委員会の委員に対しては、予算の範囲内において報償費を支給する。

2 第6条第4項の規定により委員会の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償費を支払うことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、人事マネジメント課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。